



## 制度・業務

### 児童手当制度のお知らせ

R4年度から児童手当・特例給付の制度や手続き等が一部変更となっています。

#### 所得上限限度額超過のため5月分まで受給していない方

所得上限限度額を超えて受給資格消滅や申請却下となっている方で、今年度所得上限限度額を下回った場合(下回るか不明な場合を含む)には改めて5月中に認定請求書の提出が必要です(自動的に支給が開始されません)。

#### 児童手当・特例給付を受給中の方

受給者(もしくは配偶者で対象年度の所得額が高くなった方)の所得額が所得上限限度額を超える場合、受給資格が消滅となり児童手当・特例給付は支給されなくなります。毎年6月に判定を行い、消滅となった方には消滅通知を送付します。

#### 現況届

児童の養育状況が変わっていなければ、一部の方を除いて、現況届の提出は不要です。提出が必要な方には、5月末頃に提出のお知らせを送付します。

☎ 子育て支援課 ☎ 893-6406



## 税・保険・年金

### 自動車税(種別割)の納期限

自動車税(種別割)の納期限は5/31(金)です。期限までにお納めください。

※パソコンやスマホを利用したクレジットカード納付や、府税収納を扱う金融機関(ゆうちょ銀行除く)のPay-easyでの納付、スマホ決済アプリでの納付もできます。

☎ 自動車税コールセンター ☎ 0570-020156



### 市税の納期限

固定資産税・都市計画税・軽自動車税(種別割)第1期分の納期限は5/31(金)です。期限までに納めてください。

☎ 税務室 ☎ 892-0121

## 国民年金制度



HP

### 任意加入制度

老齢基礎年金(65歳から受け取る年金)は、40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳まで任意加入し保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。なお、老齢基礎年金を受ける資格は、原則10年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。

対象 S40.4/1以前生まれの方

### 付加保険料制度

申請により、国民年金の保険料に加えて付加保険料(月々400円)を納めることで、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。

### 産前産後保険料免除制度

出産予定日または、出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除になります。出産予定日の6か月前から申請できます。

申請書 HPからダウンロード

☎ 枚方年金事務所 ☎ 846-5011  
医療保険課 ☎ 892-0121



## 市税の減免

次の事情により納税が困難になった場合は、一定要件により市税が減免される場合があります。要件等の詳細はお問い合わせください。

### 市・府民税・森林環境税

生活保護受給、火災等の災害、失業(自己都合除く)や休業等

### 固定資産税・都市計画税

生活保護受給、火災等の災害等

### 軽自動車税(種別割)

生活保護受給、障がい者認定、公益専用車両等(4/1現在で要件を満たしていることが条件)

申請期限 各税金の納期限

※すでに納付した税額は減免対象外です(森林環境税は除く)。

☎ 税務室 ☎ 892-0121



## 募集

### 天の川七夕まつり各種募集



HP

日時 7/27(土)15:00~21:30(雨天の場合28(日)に順延)

場所 私市駅前公園、私市水辺プラザ、星の里いわふね周辺

#### (1)出店者

出店条件 ①七夕らしい出店ができる市内事業者(露店商を除く)・団体②あんどん、笹飾りなど飾り付けに協力できる団体。設置を実行委員会に委託する場合は、別途5,000円が必要。

出店料 15,000円(テント貸出料、電設費用含む)

使用料 電気器具1台につき2,000円、プロパンガスボンベ(ホース付き)1基2,200円、ガスコンロ1台550円、机2台・いす5脚セット2,000円  
発電機やカセットコンロは使用不可。応募多数の場合は抽選。

申込書 5/31(金)までにHPからダウンロード

#### (2)飾り付け団体

あんどん・ガラスキャンドル等の飾り付けを行う企業・団体を募集します。材料費1万円を補助します。

申込 5/31(金)まで

#### (3)織姫の里かたの観光大使コンテスト出場者

募集人数 1人 任期 2年

対象 次の要件を満たす人

- ・市内在住・在勤・在学の18歳以上の女性(市内在住の人の推薦があれば市外の人でも可)
- ・主に土・日曜、祝・休日に活動できる
- ・市のPR・産業・観光振興に関する事業に参加できる

審査 1次:①自己PR、交野PRの動画(3分以内)  
②氏名、住所、生年月日、職歴、特技  
①②をメール(☎4si8tase@gmail.com)

2次:1次審査後案内

申込 6/30(日)まで

申込・☎(3)の申込は上記)

〒576-0033 私市9-4-5 グリーンビレッジ交野1階 天の川七夕まつり実行委員会(交野青年会議所内) ☎info@katanojc.or.jp

☎892-4500 ☎892-4507



## 子どもの居場所づくり事業団体 & 子どもの居場所応援者



HP

子どもの居場所づくりの取り組みが、より多くの地域で継続的に行われていくための支援を実施しています。その一環として子ども食堂や学習支援等に新たに取り組む団体に対して初期費用のほか運営費の一部を助成する「子どもの居場所づくり推進事業補助金」の募集を行います。子どもの居場所を支えたい、協力したい方も随時募集しています。詳細はHPをご覧ください。

☎ 子育て支援課 ☎ 810-5820



## お知らせ

### 5月は宅地防災月間です



HP

府は関係機関と協力して次の事業を実施します。

#### 防災パトロール

宅地造成地や土砂採取地等での造成地の防災工事の安全性等について点検・指導をします。

#### 宅地防災技術研修会

5月下旬に事業者・設計者等を対象にした研修会を行います。詳細はHPをご覧ください。

#### 家庭でも次の点を点検してください。

- ①石垣・擁壁等に亀裂が入っていませんか。また、割れ目から地下水が染み出していないですか。
- ②石垣・擁壁等の水抜き穴からうまく水が流れ出ていますか。
- ③地盤は沈下していませんか。
- ④排水溝に泥等が詰まっていますか。

☎ 府建築指導室審査指導課 ☎ 06-6210-9722

### 5月は消費者月間です

R6年度のテーマは「デジタル時代に求められる消費者力とは」です。背景として、デジタル化やAI技術の急速な進展に伴い、生活の利便性が増す一方で、リスクも多様化していることから、安全・安心かつ豊かな消費生活を送るために、デジタルサービスのリスク等への理解や「気づく・断る・相談する」等が求められています。自立した消費者として、デジタル時代の消費生活を楽しむために必要な「消費者力」とは何かを考え、高める機会となるようにという趣旨が今回のテーマに込められています。

☎ 消費生活センター ☎ 893-6400